

- (1) 国又は地方公共団体の行う事業に係る物件
- (2) 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する物件
- (3) 電話、ガス、電気、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
- (4) かんがい排水施設その他の農業用地の保全又は利用上必要な施設
- (5) カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利を目的とせず交通安全、道路の美化又は公衆の利便に著しく寄与する物件
- (6) 電波障害を除くため設置されたアンテナ柱及びアンテナ線
- (7) 自治会、組合等営利を目的としない団体により管理される物件
- (8) 市民生活上やむを得ず設置する通路及び通路橋
- (9) 前各号に掲げる物件のほか、使用料を徴収することが適当でないと市長が認める物件